

白山市保育所入所基準（抄）

入所基準		保護者の状況			
類型	細目		摘要	優先順位	
①	居宅外 労働	外勤	常勤	事業所に常時使用されているもの	1
			パート等	時給、日雇い等の雇用形態で常雇と比較して労働時間が短いもの及びその他の不安定勤労者であって、その従事時間の実態による。	1～8
		自営	事業主	居宅外の自営業で、主たる従事者であるもの	1
			事業専従者	居宅外の自営業で、主たる従事者に協力して従事しているもの	3
		求職中	積極的に就職活動をしているもの（起業準備を含む。）		8
②	居宅内 労働	自営	事業主	主たる従事者であるもの	2
			事業専従者	主たる従事者に協力して従事しているもの	4
		農業	日々農作業に従事しているもの		3
		内職	家計補助を目的として、メーカー、問屋あるいは直接需要者から頼まれて、自宅で物品の製造加工等に日々従事するもの		5～8
③	母の 出産等	妊娠中		妊娠中	8
		出産		出産前 2か月 出産後 2か月	2
		出産に関連 する疾病	入院	おおむね1か月以上の入院	1
			療養	おおむね1か月以上加療（安静）を要すると医師が診断したもの	5
		育児休業中		保護者が年度中に復職する場合または未満児で保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくない場合	
④	疾病等	療養	常時臨床	疾病のため、おおむね1か月以上の常時臨床または入院	1
			精神・結核	長期加療（安静）を要すると医師が診断したもの	3
			一般療養	おおむね1か月以上加療（安静）を要すると医師が診断したもの	5
			その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	8
		身体障害	身体障害者手帳を所有する者及び同程度と判断できる者（精神・療育手帳も含む。）		1～6
⑤	病人の 看護等	入院付添		おおむね1か月以上親族の入院付添にあたっているもの	1
		心身障害児(者)看護		心身障害児(者)の看護、通園、通院、通学等にあたっているもの	1
		寝たきり老人の介護		同居の祖父母等の寝たきり老人の介護に常時あたっているもの	1
		居宅内看護		同居家族の長期居宅療養看護に常時あたっているもの	5
⑥	災害復旧		火災、震災、風水害等で家屋が失われて復旧にあたる場合	1	
⑦	就学		就学している場合（職業訓練を含む。）	2～5	
⑧	その他		養育困難と認められるもの（特別の支援を要する家庭環境）	3～7	

- 上記の順位は父母のいずれか低い順位を採用します。（優先順位 高い 1 ⇔ 9 低い）
- 就労時間が1か月あたり48時間未満の場合は、入所の必要がないものとみなします。
- 調整基準により順位を調整します。

調整 基準	世帯の特殊事情	ひとり親家庭	父または母の死亡、離別、行方不明、拘禁	高
		生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯	高
		その他	保育士、育児休業明け、兄弟姉妹（多胎児を含む。）入所 など	高
	就労日数	月20日未満	パート、自営、農業、内職の週(月)の平均就労日数の実態による。	低
	同居の祖父母有	65歳未満	同居の祖父母が、保育できる場合	低